

第1回福島県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部会議
次 第

日 時：令和4年11月29日（火）6：00～

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

（1）高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生とこれまでの対応について

（2）今後の防疫対策について

（3）その他

3 閉 会

第1回福島県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年11月29日（火）

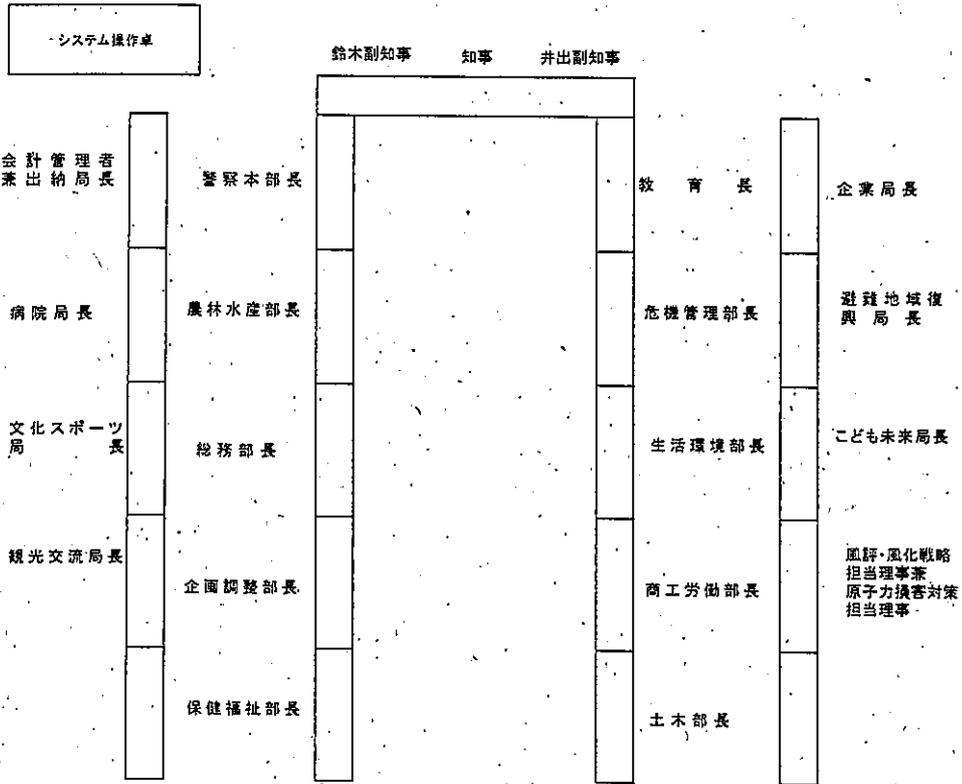
6：00～

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副知事	鈴木 正晃
	副知事	井出 孝利
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 敦子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教育長	大沼 博文
警察本部	本部長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
こども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当理事兼原子力損害 対策担当理事		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸
農林水産部生産流通総室	次 長	鈴木 幸則
畜 産 課	課 長	本多 巖
＼	専門獣医技師	三瓶 直樹

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.11.29



高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生とこれまでの対応について

令和4年11月29日

農 林 水 産 部

1 農場の概要

- (1) 所在地：福島県伊達市
- (2) 飼養状況：肉用鶏 約17,000羽
- (3) 飼養棟数：2棟

2 経緯

11月28日(月)

- 8:45 農場から異常家きんの通報
- 13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性
- 14:30 福島県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催
- 15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

- 3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員71名を現地へ派遣
- 5:00 精密検査の結果、H5亜型と確認
- 6:00 疑似患畜確定

3 これまでの対応

- (1) 農場への生きた家きん等の移動自粛の要請
- (2) 農場の緊急消毒と立入制限の実施・やむを得ず立ち入る場合消毒の徹底
- (3) 県職員の動員と現地への派遣
- (4) 緊急対応備蓄品の輸送による必要資材の確保
- (5) 殺処分を想定した場合の埋却場所の決定
- (6) 制限区域の検討
- (7) 消毒ポイントの設置準備

今後の防疫対策について

令和4年11月29日
農 林 水 産 部

1 農場内の鶏の全羽殺処分及び埋却（家畜伝染病予防法第十六条及び第二十一条）

（1）防疫措置期間

令和4年11月29日6時00分から11月30日22時00分までの2日間
24時間体制で実施

（2）必要人員

2日間で延べ約350名の動員者が必要となる見込み
現時点で自衛隊への派遣要請は必要としていない

※ 人員及び防疫資材に不足が生じる場合には、本部において速やかに追加支援する

2 制限区域の設定（家畜伝染病予防法第三十二条）

（1）半径3km以内の1箇所 約14,000羽の農場に移動制限

（2）半径3km～10km以内の22箇所 合計約630,000羽の農場に搬出制限

※ 発生農場を除く

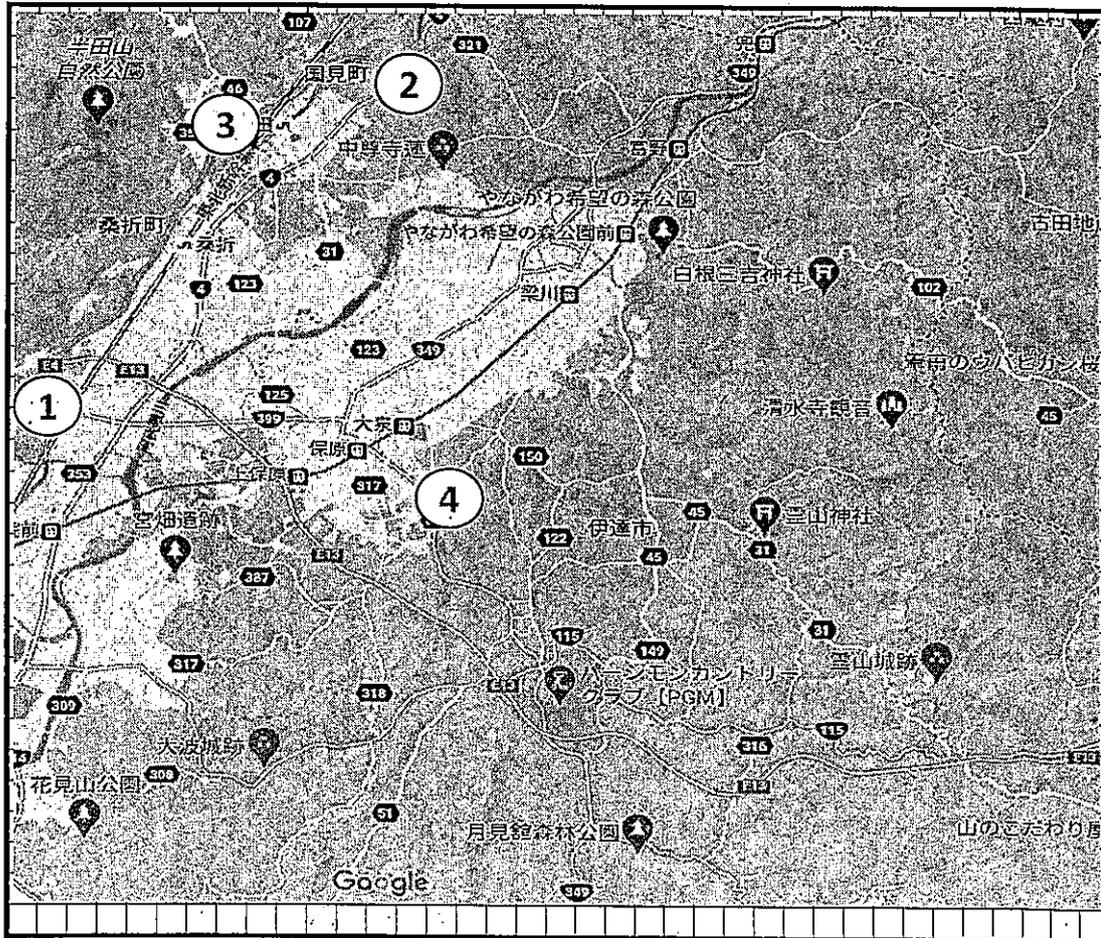
3 消毒ポイントの設置（家畜伝染病予防法第二十八条の二）

畜産関係車両を消毒するためのポイントを4箇所設置

○ 消毒ポイントの設置(車両消毒等実施箇所)の設置

以下の地点に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を行う。

	設置箇所
1	伊達市 伊達市伊達総合支所
2	国見町 国道4号線上下線国見町石母田鹿島駐車場
3	国見町 国見インターチェンジ
4	伊達市 JAふくしま未来保原営農センター 資材置き場



野鳥における鳥インフルエンザの監視体制について

令和4年11月29日
福島県生活環境部

1 今後の対応

- (1) 当該死亡鶏の発生地点の周辺 10km圏内を環境省で野鳥監視重点区域に設定※し、県北地方振興局職員等により監視を強化するとともに、区域外の飛来地についても、異常の有無等の監視を強化します(下記(ア)(イ)のいずれかに該当する地点)。

なお、現段階で、他の死亡又は衰弱個体は発見されていません。

(ア) 鳥インフルエンザウイルスが検出された発生地周辺(回収地点の周辺 10km圏内・野鳥監視重点区域)の地点を2日に1回巡視

(イ) 令和3年度ガンカモ調査において、ガン・カモ・ハクチョウが1,000羽以上確認された地点(8箇所)を3日に1回程度巡視

※疑似患畜確定日を1日目として28日目の24時に環境省が野鳥監視重点区域を解除

- (2) 県ホームページ等により、県民に対し正確な情報提供を行っていきます。

2 その他

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて通常では人には感染しないと考えられています。

県民に対して、冷静な行動や以下の対応をお願いします。

◇死亡した野鳥などは、素手で触らない

◇野鳥の排泄物等に触れてしまった後には、手洗い、うがいをする

◇野鳥に近づきすぎない、特に靴で糞を踏まない

◇不用意に野鳥を追い立てたり、捕まえない

◇同じ場所でたくさんの野鳥などが死んでいた場合、県や市町村に連絡する

高病原性鳥インフルエンザ発生時等の対応について

令和4年11月29日
保健福祉部

I 愛玩鳥等について（食品生活衛生課）

1 愛玩鳥（ペット）に関する相談の受付等

県民等からの愛玩鳥に関する相談に対しては、動物愛護センター又は同支所において、死亡状況等の詳細な聞き取りを行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

2 動物取扱業者（鳥類を販売・保管・展示する施設）に対する指導等

鳥類を取り扱う動物取扱業者に対しては、飼育する鳥の健康観察等を徹底し、異常が認められた場合には、動物愛護センター又は同支所に速やかに通報するよう指導している。

また、異常鳥が発見されたとの通報があった場合は、動物愛護センター又は同支所において、現地調査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

なお、県内（中核市を含む）で鳥類を販売・保管・展示する動物取扱業施設数は、65施設（県23、福島市10、郡山市18、いわき市14）である。

令和4年11月28日時点で、県内の動物取扱業において管理されている鳥類に異常は確認されていない。

3 食鳥処理場における対応

(1) 大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽を超える施設）

食肉衛生検査所の獣医師（食鳥検査員）が食鳥の生体検査の際に、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常鳥を発見した場合には、迅速診断キットによる検査を行い、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

※ 大規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：3,857,807羽）

(2) 小規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽以下の施設）

異常鳥が発見されたとの通報があった場合には、食肉衛生検査所において現地調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う場合には、迅速診断キットによる検査を行うとともに、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

なお、小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者に対しては、異常鳥が認められた場合、速やかに食肉衛生検査所に通報するよう指導を実施するとともに、食鳥処理事業者との連絡体制についても整備している。

※ 小規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：11,222羽）

令和4年11月28日時点で、食鳥検査員による異常鳥の発見及び各処理場の食鳥処理衛生管理者からの異常鳥発見の通報はない。

4 緊急連絡網による対応

食品生活衛生課、動物愛護センター及び食肉衛生検査所並びに中核市保健所は、緊急連絡網により、関連する異常発生時等の情報を共有し、十分な連携を図りながら速やかに対応する。

5 県民に対する情報提供

食品生活衛生課ホームページにより、鶏肉や鶏卵の安全性や愛玩鳥の飼養者に対する注意喚起等の情報提供を行う。

II 人の健康について（地域医療課）

1 死亡した家きん等の回収、殺処分に従事した職員の健康観察

鳥インフルエンザの確定検査が陽性であった場合、保健所において、獣医師等から感染症法第13条に基づく届出を受理する。

人の健康につきましては、防疫作業の従事者の健康状態を確認するために、各保健所から健康調査チームを現地の集合センターに派遣する。

当該家きんの農場従事者の健康観察は、感染家きん等との最終接触日から10日間、管轄保健所にて行う。

防疫作業員の健康観察については、最終作業日から10日間、各所属において実施し、その結果を管轄保健所に報告頂くこととしている。

なお、下記に該当する症状を確認した場合、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。

【症状】

38度以上の高熱、咳や息苦しさなどの急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 10日以内に鳥インフルエンザウイルスに感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者

イ 10日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

2 人に関する鳥インフルエンザの相談

県庁及び各保健所で住民からの相談対応を行う。

3 県民に対する情報提供

ホームページにより、鳥インフルエンザの相談先を周知すると共に、症状や予防方法について情報提供を行う。

※衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物を見つけた場合は、直接触れないこと。
もしも触れた場合には、速やかに手洗いをすること。